

各 位



平成 30 年 4 月 25 日

会社名 株式会社テンポスホールディングス
代表者名 代表取締役社長 森下 篤史
(コード番号：2751 JASDAQ)
問合せ先 広報担当 谷口 光児
TEL 03-3736-0319(代表)

簡易株式交換による連結子会社の完全子会社化に関するお知らせ

当社は、本日開催の臨時取締役会において、当社連結子会社である株式会社テンポスフィナンシャルトラストを当社の完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」という）を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本株式交換は、連結子会社を完全子会社化する簡易株式交換であるため、開示事項・内容を一部省略しております。

記

1. 本株式交換（完全子会社化）の目的

当社グループの意思決定のさらなる迅速化、経営資源の最適化を図り、効率的かつ機動的な連結経営体制を確立することを目的として、株式会社テンポスフィナンシャルトラスト（以下、「TFT」といいます。）を完全子会社とすることといたしました。

2. 本株式交換の要旨

(1) 本株式交換の日程

取締役会決議日	平成 30 年 4 月 25 日
本株式交換に係る株式交換契約締結日	平成 30 年 4 月 25 日
本株式交換承認臨時株主総会 (株式会社テンポスフィナンシャルトラスト)	平成 30 年 4 月 25 日
本株式交換の効力発生日	平成 30 年 4 月 26 日（予定）

(注 1) 本株式交換は株式交換完全親会社である当社においては会社法 796 条 2 項に定める簡易株式交換に該当するため、株主総会による株式交換契約の承認を必要としない、簡易株式交換の手続きにより本株式交換を行う予定です。

(2) 本株式交換の方式

本株式交換は、当社を株式交換完全親会社とし、TFTを株式交換完全子会社とする自己株式を用いた株式交換です。

(3) 本株式交換に係る割当ての内容

	株式会社テンポスホールディングス (株式交換完全親会社)	株式会社テンポスフィナンシャル トラスト (株式交換完全子会社)
株式交換比率	1	1.68

本株式交換により交付する株式数	普通株式：41,735株
-----------------	--------------

(注1) 当社は、本株式交換により、普通株式41,735株を割当て交付いたしますが、交付する株式は、保有する自己株式をもって充当し、新株式の発行は行いません。

(注2) T F Tの普通株式株1.68株に対して、当社の普通株式1株を割当て交付いたします。ただし当社が保有するT F Tの普通株式378,888株については本株式交換による割当ては行いません。

(4) 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付き社債に関する取扱い

T F Tは、新株予約権及び新株予約権付き社債のいずれも発行しておらず、該当事項はありません。

3. 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

株式交換比率の算定にあたっては、独立した第三者算定機関である太鼓地公認会計士事務所に、その根拠となる株式評価を依頼いたしました。当社の株式価値については、当社が東京証券取引所ジャスダック市場に上場していることから、市場株価方式により、1株あたり2,229円といたしました。具体的には平成29年9月から平成30年2月までの6ヵ月間における月末の株価の平均値を採用しております。

これに対して、T F Tの株式価値については、非上場会社であるため、純資産法式及びディスカウント・キャッシュフロー（以下：「DCF」といいます）方式による各評価結果を総合的に勘案し、1株あたり1,288円といたしました。なお、純資産方式では平成30年1月31日を基準とした簿価純資産で算定をし、DCF方式ではT F Tが作成した平成30年4月期から平成34年4月期までの損益計画に基づき算定しております。また、第三者算定機関による評価結果は1株あたり1,179円～1,356円であり、当社及びT F Tは、当該評価結果に基づいて慎重に交渉・協議し、1株あたり株式交換比率を決定いたしました。

なお、株式交換比率の算定の前提として、T F Tに関しましては、直前期から1年目にかけては組織変更及び営業力強化により大幅な増益となる予定ですが、当社及びT F Tが2年目以降大幅な増減益になることや、資産・負債の金額が直近の財務諸表と比べて大きく異なることは見込んでおりません。

また、弊社社外監査役の樋口宣行より、本件取引の目的は適正なものであり、本件取引の取引条件の決定手続きは妥当であり、当社の株式価値向上に資する公正なものであるため、当社取締役会が本件取引の実行を決定する事は、当社の少数株主にとって不利益なものではないという意見書を受けております。

4. 本株式交換の当事会社の概要（平成29年4月30日現在）

	株式交換完全親会社	株式交換完全子会社
(1) 名称	株式会社テンポスホールディングス	株式会社テンポスフィナンシャルトラスト
(2) 所在地	東京都大田区東蒲田二丁目30番17号	東京都台東区秋葉原3番4号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 森下 篤史	代表取締役社長 森下 和光
(4) 事業内容	業務用厨房機器販売	居抜物件仲介 リースクレジット取扱い
(5) 資本金	509百万円	100百万円
(6) 設立年月日	平成4年5月	平成21年4月
(7) 発行済株式数	14,314,800株	449,004株
(8) 決算期	4月末	4月末
(9) 従業員数	589名（連結）	5名（個別）
(10) 主要取引先	福島工業株式会社	株式会社ジャックス

	株式会社マルゼン	株式会社オリエントコーポレーション				
(11) 主要取引銀行	株式会社みずほ銀行 株式会社三井住友銀行	株式会社みずほ銀行 株式会社三井住友銀行				
(12) 大株主及び持株比率	株式会社テンポスホールディングス 16.7% 有限会社あさしお 14.8%	株式会社テンポスホールディングス 84.3% 森下 和光 7.5% 有限会社あさしお 6.0%				
(13) 当事者間の関係等	資本関係	当社は同社の発行済み株式数の 84.3%に相当する 378,888 株を保有しています。				
	人的関係	当社取締役の森下和光が T F T の代表取締役を兼務しております。				
	取引関係	当社と T F T との間には、リース及びクレジットに関する営業上の取引関係があります。				
	関連当事者への該当状況	T F T は当社の子会社であることから、関連当事者に該当します。				
(14) 最近 3 年間の経営成績及び財政状態 (単位: 百万円)						
決算期	株式会社テンポスホールディングス (連結)			株式会社テンポスフィナンシャルトラスト (個別)		
	平成 27 年 4 月期	平成 28 年 4 月期	平成 29 年 4 月期	平成 27 年 4 月期	平成 28 年 4 月期	平成 29 年 4 月期
純資産	6,205	7,473	8,705	85	83	544
総資産	10,191	11,569	12,566	155	132	665
1 株当たり純資産 (円)	458.50	550.63	633.41	108,461	105,761	1,213
売上高	23,594	27,111	27,469	462	294	575
営業利益	1,839	2,014	2,154	38	▲2	24
経常利益	1,873	2,126	2,231	40	▲1	26
当期純利益	871	1,166	1,039	26	▲0	56
1 株当たり当期純利益 (円)	73.96	98.59	87.79	33,804	▲508	125
1 株当たり配当金 (円)	6	7	8	-	-	25

(注 1) T F T は平成 28 年 10 月 5 日付けで株式会社テンポス F&M を吸収合併しております。

5. 本株式交換後の状況

株式交換後完全親会社である当社において、本株式交換による当社の名称、本店所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金の額および決算期についての変更はなく、純資産および総資産の額については、現時点で確定しておりません。

6. 今後の見通し

T F T は、既に当社の連結子会社であるため、本株式交換による連結業績への影響は軽微であると見込んでおりますが、中長期的には、当社の連結業績の向上に資するものと考えております。

7. 支配株主との取引事項に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本株式交換における株式交換対象者には、当社の支配株主であり当社代表取締役社長である森下篤史、森下篤史の近親者である森下和光、及び、森下篤史が議決権の過半数以上を保有する同氏の資産管理会社であり、当社株式 14.8%を保有する大株主の有限会社あさしおが含まれており、その3者が支配株主その他施行規則で定める者に該当することから支配株主との重要な取引等を行う場合に準じて公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を講じております。当社が平成 29 年 7 月 25 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書においては「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、支配株主等との取引条件等については、他の会社と取引を行う場合と同様に契約条件や市場価格を見ながら合理的に決定しており、少数株主の保護に対する方策を適切に履行する旨を記載しております。

当社は、本株式交換について、その公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じたうえで、株式交換比率を決定しており、かかる決定に基づき本株式交換を行う予定です。かかる対応の結果、本株式交換は上記の当社の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に適合していると考えております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記(1)「支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況」に記載のとおり、本株式交換における株式交換対象者には、当社の支配株主であり当社代表取締役社長である森下篤史、森下篤史の近親者である森下和光、及び、森下篤史が議決権の過半数以上を保有する同氏の資産管理会社であり、当社株式 14.8%を保有する大株主の有限会社あさしおが含まれております。その3者が支配株主その他施行規則で定める者に該当することから、当社は支配株主との重要な取引等を行う場合に準じた公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が必要であると判断し、本株式交換に係る取締役会決議においては、森下篤史及び森下和光は参加しておりません。なお、取締役会においては、本株式交換に関し慎重に協議、検討し、公正性を担保し、利益相反を回避したうえで判断をしております。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

本株式交換にあたっては、「3. 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等」にあるとおり、支配株主と利害関係のない独立役員である当社社外監査役樋口宣行より、上記の検討結果を踏まえたうえで「本株式交換は、当社グループの意思決定のさらなる迅速化、経営資源の最適化を図り、効率的かつ機動的な連結経営体制を確立することを目的とするものであり、交渉過程、取引条件を総合的に勘案すると、当社の少数株主にとって不利益なものではない」との意見を平成 30 年 4 月 25 日に受けております。

以上